

第3期 池田市

まち・ひと・しごと 創生総合戦略

2025 ▶ 2029



はじめに

このたび、「第3期池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。今回の戦略は、これまでの取組の成果を踏まえつつ、新たな時代に対応した持続可能なまちづくりをめざすものです。

日本全体が少子高齢化や地方の人口減少という深刻な課題に直面している中、政府は2014年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生を国の重要政策として位置づけました。これに基づき、各自治体は地域の活力を維持・向上するための取組を進めてきました。池田市も同様に、2015年に策定した第1期となる「池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」から「第2期池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にかけて、地域の魅力を高め、子育て支援・教育の充実や産学官連携によるまちづくりなどの施策を積極的に進めてまいりました。

これまでの10年間の取組の中で、各施策の充実やこれによる定住人口減少の抑制に一定の成果を挙げることができましたが、一方で、全国的な課題である少子高齢化は本市においても今後避けられない課題であることから、引き続きこれまでの取組を維持・発展しつつ、めまぐるしく変遷する社会情勢に対応した新たな取組に果敢に挑戦していく必要があります。

そのため、今回の第3期総合戦略では、第2期総合戦略までの方針・取組を継承しつつ、時代に即した3つの分野横断的な視点（「デジタル活用の加速化・深化」「SDGsの推進」「多様な主体との連携」）をすべての取組において意識することとしながら、新たな4つの施策テーマ（「次世代につなぐ『希望』をかなえる」「地域が躍動する『まち』をつくる」「豊かな魅力で『ひと』をよびこむ」「これからの時代の『しごと』をささえる」）に沿って施策を推進してまいります。そして、第3期総合戦略がめざすべき地域ビジョンとして「希望をもって住み続けることができる、持続可能なまち池田」を掲げ、「第7次池田市総合計画」や各分野別計画との連携を図りながら、取組を効果的に実行してまいります。

この戦略を通じて、市民のみなさまをはじめ本市に関わる多様な主体のみなさまとの協働のもと、池田をさらに魅力的に、住んでみたい・住んでいたいまちにするため尽力してまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。



池田市長
瀧澤 智子

目 次

1. 地方創生の現状	1
1. 1 国の動向	1
1. 2 大阪府の動向	2
2. 将来人口の展望	3
2. 1 将来人口の推計	3
2. 2 将来人口の展望	4
3. 第3期総合戦略の方向性	5
3. 1 第3期総合戦略の位置づけとめざすビジョン	5
3. 2 戦略期間	5
3. 3 施策のテーマ	6
3. 4 分野横断的な視点	7
3. 5 推進体制	7
4. 具体的施策	11
4. 1 施策テーマ① 次世代につなぐ「希望」をかなえる	12
施策1 妊娠・出産に関わる希望への支援	12
施策2 子育て支援の充実	13
施策3 教育の充実	14
4. 2 施策テーマ② 地域が躍動する「まち」をつくる	15
施策1 産学官連携によるまちづくり	15
施策2 安全・安心な住環境の構築	16
施策3 地域福祉・多文化共生の推進	17
4. 3 施策のテーマ③ 豊かな魅力で「ひと」をよびこむ	18
施策1 観光の振興	18
施策2 転入・定住の促進	19
施策3 ふるさと納税の訴求	19
4. 4 施策のテーマ④ 「しごと」をそだてる	20
施策1 商工業・農園芸の振興	20
施策2 創業・チャレンジの支援	21
施策3 多様な人材の活躍	21

1 地方創生の現状

1 国の動向

国は、社会情勢が大きく変化する中、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざすため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を全面改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を2022年12月23日に策定しました。

国は、デジタルの力を活用し、次の①～④に掲げる地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図るとともに、そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備の取組を強力に推進し構想の実現を図るとしています。

①地方に仕事をつくる

(中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出、スマート農業、観光DXなど)

②人の流れをつくる

(移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上など)

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進など)

④魅力的な地域をつくる

(地域生活圏、教育DX、医療・介護DX、地域交通・物流・インフラDX、防災DXなど)

また、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」(2024年6月10日内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局)では、これまでの地方創生の取組による成果とともに、残された課題と新たな課題及びこれらを踏まえた今後求められる取組の方向を示し、人口減少下においても、希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりを進めるため、従来の取組を超える新たな発想に基づく施策を検討・実行していくことで、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現する社会をめざすことが重要とされています。

2024年10月11日に政府は、地方創生の実現に向けて「デジタル田園都市国家構想実現会議」を発展させる形で、すべての閣僚が参加する「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置しました。本部は、農林水産業や観光業の振興、企業の地方進出の促進などの基本的な考え方を取りまとめました。

2 大阪府の動向

大阪府では、2016年3月に将来の大阪の人口動態を見据えた「大阪府人口ビジョン」と、今後5年間の方向性をとりまとめた「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「住み、働きやすいまち『大阪』」の実現に向け、取組が進められました。2020年3月には、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」も踏まえ、2020年度からの5年間の戦略期間とする「第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

大阪府の第2期総合戦略では、第1期総合戦略で定めた方向性を維持しながら、2025年に開催される「大阪・関西万博」を契機とした、成長につながる取組を推進することとされました。

第2期総合戦略の戦略期間終了（2024年度末）にあわせ、国立社会保障・人口問題研究所により公表された「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」を踏まえ、地域の課題解決を図るため、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容等も勘案しつつ改訂版総合戦略となる「第3期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定が進められています。

2 将来人口の展望

1 将来人口の推計

本市の人口を長期的に見通すため、次の①～③の将来人口推計の比較を行いました。

①社人研推計2018年準拠

②社人研推計2023年準拠

③本市高水準時期の出生率・移動率維持＋若者の転出抑制

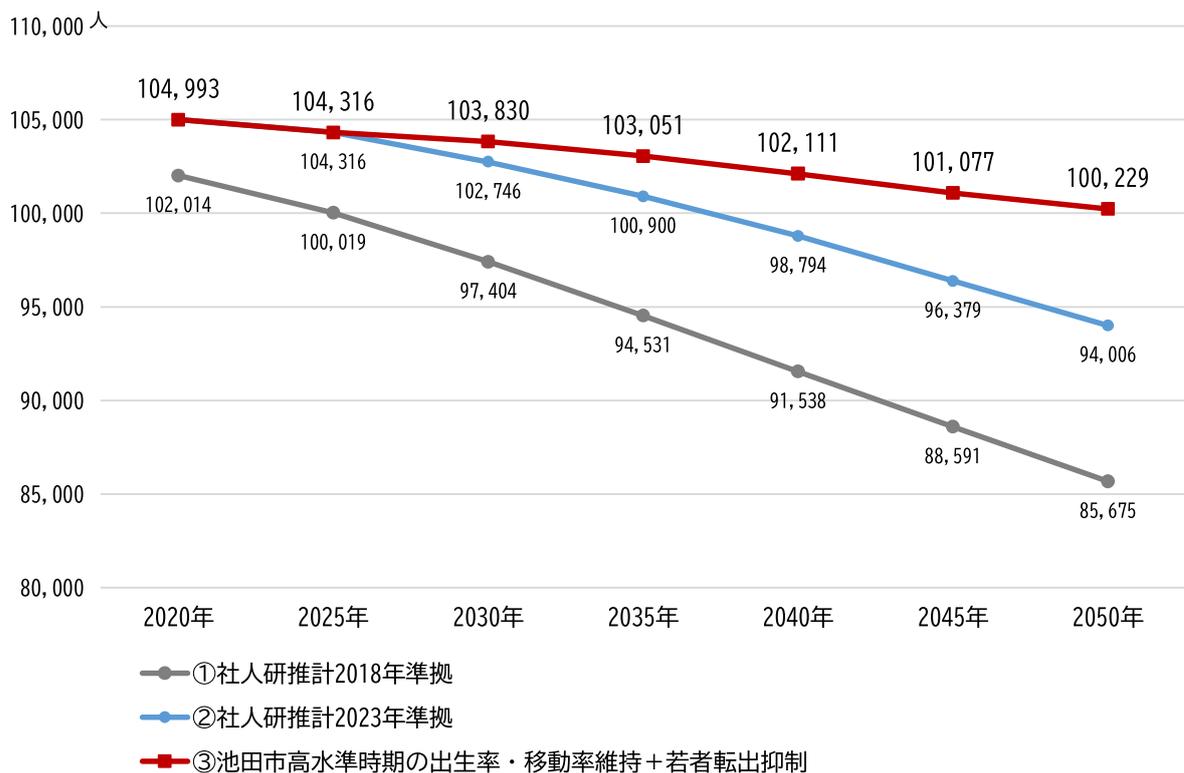
→出生率は、2030年までに本市の良い時期の合計特殊出生率（2013年～2017年：1.39）に上昇させ、その後維持する。

→移動率は、社人研推計2023年版の転出が抑制されている時期（2020年→2025年）を維持させ、加えて転出超過を示す20歳～34歳の年代の移動率を、2030年までに35%改善（マイナス移動率に0.65を乗じる）して、その後維持する。

①では本市の人口は、2050年に約85,000人に、②では約94,000人にまで減少すると推計されます。

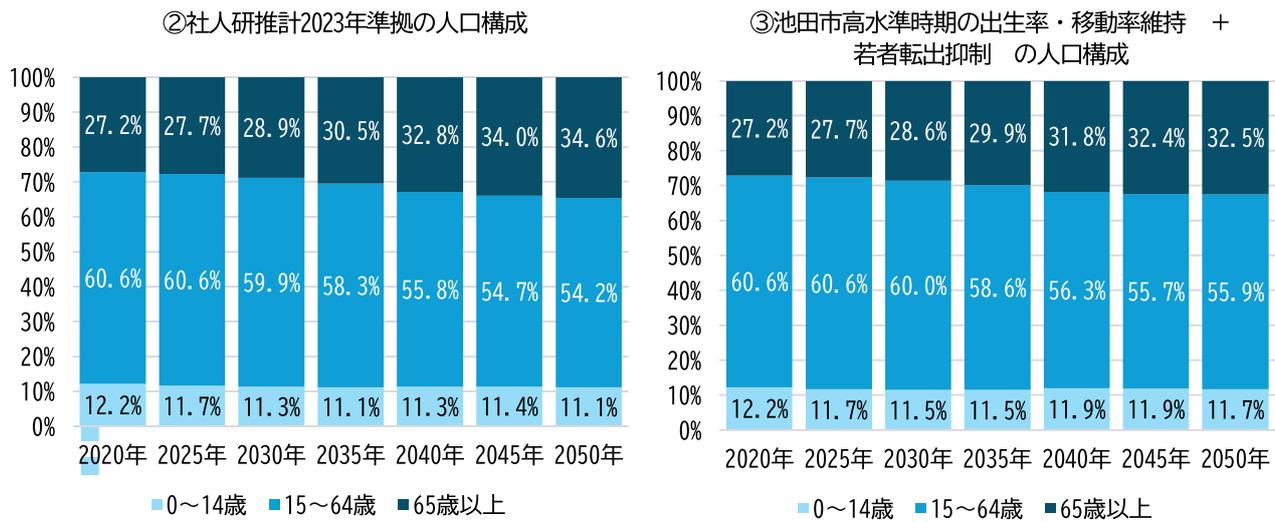
一方で、③では、2050年に約10万人を維持することが見込まれます。

■ 図 2-1 将来人口の推計



③の老齢人口（65歳以上）は、②よりは約2ポイント改善し、生産年齢人口（15歳～64歳）は約60%を維持すると予測されます。出生率を本市の良い時期の値に上昇させて維持することで、年少人口（0～14歳）の割合が向上し、長期的には人口構造の若返りが可能となります。

■ 図 2-2 年齢3区分別人口構成の推計



※図 2-1における推計 (1) 及び推計 (2) を加工して作成。

※端数処理の関係上、グラフ中の数値の合計が100.0%とならない場合がある。

2 将来人口の展望

第7次池田市総合計画では、定住人口は「市民の健康長寿の維持・向上や少子化対策に取り組むとともに、市外からの移住を促進し、この結果として、2032年度に10万人の定住人口を維持する」、さらに「まちづくり人口の拡大や相互の交流により都市活力がさらに向上するとともに、定住人口の増加にもつながっていく」ことをめざすとしています。

近年は、これまでの取組の成果と言える社会増加がみられ、これらの動向を反映した社人研推計（2023年）では、2032年の推計人口は10万人を維持する、人口減少が抑制された推計となっています。

一方、自然減の傾向はこれからも避けられないものとみられ、長期的に都市活力や健全財政を維持していくためには、出生率の上昇に向けた取組を今後一層積極的に推進する必要があります。

そのため、若い人の結婚・妊娠・出産・子育てに対する希望を叶える取組を長期的に進めることで出生率の上昇を図るとともに、社会増加とこれを維持する定住促進の取組を進めることで、2050年でも10万人に近い人口をめざします。

3 第3期総合戦略の方向性

1 第3期総合戦略の位置づけとめざすビジョン

少子高齢化や人口減少の進行に伴う都市活力の低下が懸念される状況において、希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりを進めていくことで、一人ひとりが多様な幸せを実現する社会をめざすことが重要です。

第7次池田市総合計画では、このような状況に対応していくために、SDGsのさらなる推進とともに、本市の豊かな自然環境や教育環境などの多様な魅力をいかし、「笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ みんなが大好きなまち」をめざすべき将来像として、キャッチフレーズである「『だったらいいな』を叶える いけだ」のもと、まちづくりを進めることとしています。人口の目標としては、2032年度に10万人の定住人口を維持するとともに、「まちづくり人口*」の拡大や相互交流による都市活力の向上をめざしています。

池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、このような総合計画がめざす将来像及び人口目標の実現に向けて、同計画のうち、特に地方創生に関わる施策を整理し、推進するための下位戦略として位置付けられるものです。

今回策定する第3期総合戦略では、総合計画のめざすまちの将来像に連なるビジョンとして「**希望をもって住み続けることができる、持続可能なまち池田**」を掲げ、結婚・妊娠・出産・子育てに対する希望を叶える取組を進めることで長期的に出生率の上昇を図るとともに、まちとしての魅力を高め、積極的に発信することで、社会増加を今後も持続する取組を進めてまいります。

*地域の活動に参加する住民である「活動人口」、通勤・通学・観光などで本市を訪れる来訪者である「交流人口」、地域や住民と継続的に関わる本市のファンやサポーターのような人々である「関係人口」をまとめて、「まちづくり人口」と呼びます。

2 戦略期間

2025年度 ～ 2029年度 の5年間

3 施策のテーマ

第3期総合戦略の施策は、次の4つのテーマを基本的な方向として位置づけ推進します。また、市民などを対象として、各テーマに関連する本市のイメージのアンケート調査を定期的実施し、数値目標化することで、その進捗状況を客観的に評価し、施策に反映していきます。

※ アンケート調査の詳細は、巻末（27ページ）に掲載。

施策テーマ① 次世代につなぐ「希望」をかなえる

結婚・出産・子育ての支援や、働きながら子育てしやすい環境づくり、教育の充実などにより、こどもに関する「希望」をかなえます。



アンケート調査項目：「子育てしやすい（子育てしたいと思える）まちだ」と思うか

施策テーマ② 地域が躍動する「まち」をつくる

安全・安心に暮らせる環境のもと、市民や事業者をはじめ池田にかかわる誰もがつながり合い、活躍できる魅力的な「まち」をつくります。



アンケート調査項目：「住みやすい（住みたいと思える）まちだ」と思うか

施策テーマ③ 豊かな魅力で「ひと」をよびこむ

池田の様々な魅力を高め、積極的に発信することで、「まちづくり人口」の拡大、ひいては移住・定住へつながるように地域に「ひと」をよびこみます。



アンケート調査項目：「愛着がある・自慢できるまちだ」と思うか

施策テーマ④ これからの時代の「しごと」をささえる

地域産業の振興、創業・就労支援を推進するとともに、ダイバーシティが輝く雇用環境の形成に取り組み、時代に沿う持続可能な「しごと」をささえます。



アンケート調査項目：「働きたい（働きやすいと思える）まちだ」と思うか

4 分野横断的な視点

各施策を効果的に推進するため、すべての施策のテーマにおいて、次の3つの分野横断的な視点を意識して取組を進めます。

視点① デジタル活用の加速化・深化

変化する社会情勢に柔軟に対応していくにあたっては、デジタル技術の有効活用が欠かせません。あらゆる施策分野においてデジタル技術を積極的に活用し、行政サービスの効率化・高度化、いわゆる自治体DXを推進します。



視点② SDGsの推進

本市では、SDGsを第7次総合計画基本構想の根底にある考え方として捉え、すべての施策に反映することとしています。総合戦略においてもこの考え方を踏まえて、本市における地方創生の取組が、世界や国の共通目標であるSDGsに資することをめざします。



視点③ 多様な主体との連携

地方創生にあたっては、行政だけでなく、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産学官金労言士）などをはじめとする各分野のステークホルダーの知見を活かしていくことが重要と考えられます。また、真に地域のニーズに沿ったまちづくりを行うには、市民一人ひとりや地域コミュニティ推進協議会などの地域団体との協働が求められます。これらの多様な主体との連携を推進することで、一層効果的な取組につなげていきます。



5 推進体制

第3期総合戦略は、地方創生、SDGs、DXを包括的に推進するための全庁の意思決定機関である「池田市未来創生戦略本部」において進捗管理を行います。

また、各分野の専門的な知見から効果的に施策を推進していくにあたり、必要に応じて、産学官金労言士などの多様な主体との懇談を実施します。

第7次池田市総合計画

キャッチフレーズ
「だったらいいな」を叶える いけだ

めざまちの将来像
笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ
みんなが大好きなまち

的 観
な 視

種 形

用 の

の

の 推

様 体
な 体
の

①
次世代につなぐ
「希望」をかなえる



結婚・出産・子育ての支援や、働きながら子育てしやすい環境づくり、教育の充実などにより、こどもに関する「希望」をかなえます。

「子育てしやすい（子育てしたいと思える）まちだ」と思うか
現在：58.8ポイント → 目標：70.0ポイント

施策1 妊娠・出産に関わる希望への支援

- 男女問わず若年からのプレコンセプションケア支援
- 妊娠に関わるそれぞれのライフスタイルに応じた支援
- 妊娠・産前・産後の切れ目ない相談支援 など



施策2 子育て支援の充実

- 幼児教育・保育、留守家庭児童会における量・質の確保及び向上
- 関係機関との綿密な連携による療育・発達支援の推進
- まち全体で子育てを支える機運の醸成と支援の拠点や機会の創出 など



施策3 教育の充実

- 「教育日本一のまち池田」を体現する学習者主体の特色ある教育の推進
- 教員の負担軽減とさらなる能力向上
- 学校を核とし、家庭・地域・社会が協働する学習の場や機会の創出 など



②
地域が躍動する
「まち」をつくる



安全・安心に暮らせる環境のもと、市民や事業者をはじめ池田にかかわる誰もがつながり合い、活躍できる魅力的な「まち」をつくります。

「住みやすい（住みたいと思える）まちだ」と思うか
現在：69.4ポイント → 目標：80.0ポイント

施策1 産学官連携によるまちづくり

- 地域ごとのニーズや特色を踏まえた市民及び地域団体との協働
- 多様なリソースを活用する企業や事業者との協働
- 先端の知見を共に生かす教育・研究機関及び学生との協働 など



施策2 安全・安心な住環境の構築

- 様々な主体との協働による犯罪の抑止と防犯意識の高揚
- 自助・共助・公助それぞれの効果的な連携による防災力の向上
- ゼロカーボンシティの実践と生物多様性を守るみどりの都市環境維持 など



施策3 地域福祉・多文化共生の推進

- 誰もが生き生きと暮らせる多機関の協働による包括的支援体制の構築
- 多世代・多文化が交流・共生する社会の実現に向けた取組
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくり など





希望をもって住み続けることができる、持続可能なまち池田

③

豊かな魅力で「ひと」をよびこむ



池田の様々な魅力を高め、積極的に発信することで、「まちづくり人口」の拡大、ひいては移住・定住へつながるように地域に「ひと」をよびこみます。

「愛着がある・自慢できるまちだ」と思うか

現在：65.7ポイント → 目標：80.0ポイント

④

これからの時代の「しごと」をささえる



地域産業の振興、創業・就労支援を推進するとともに、ダイバーシティが輝く雇用環境の形成に取り組み、時代に沿う持続可能な「しごと」をささえます。

「はたらきやすい (はたらきたいと思える) まちだ」と思うか

現在：42.8ポイント → 目標：60.0ポイント

施策1 観光の振興

- 広域観光の視点も踏まえた市内観光資源の一層の活用
- 時勢に応じ、ターゲットを捉えた情報発信及びPRの展開
- インバウンドを含むすべての観光客にとって安全・安心で魅力ある観光施策の展開 など



施策1 商工業・農園芸の振興

- 各種団体等との連携に基づく商工業の振興
- 細河地域を中心とする時代に即した農園芸の振興
- 企業・事業者のSDGs、DX、GXなどの周知啓発及び取組推進 など



施策2 転入・定住の促進

- 転入者にとって魅力的で、定住者が暮らしやすいまちの情報の整理・発信
- 関係人口を転入につなげ、社会増・自然増に資する取組
- 転入・定住者のまちづくりへの参画促進に向けた取組 など



施策2 創業・チャレンジの支援

- 事始めのまちにふさわしい創業・チャレンジの支援
- 次代を担うことのできる創業者の育成及び定着
- 新たな価値の創出に向けた創業者間のつながりづくり など



施策3 ふるさと納税の訴求

- 本市ならではの魅力的な寄附金の使い道の発信
- 地域活性化につながる返礼品の一層の充実
- 企業版ふるさと納税など多様な財源の確保 など



施策3 多様な人材の活躍

- 一人ひとりのニーズに応じた活躍の場の提供に向けた情報発信・就労支援
- 一層の活躍に向けたスキルアップの機会の創出
- ダイバーシティ経営に向けた企業・事業者の取組の促進 など



4 具体的施策



施策テーマ① 次世代につなぐ「希望」をかなえる



基本的な考え方

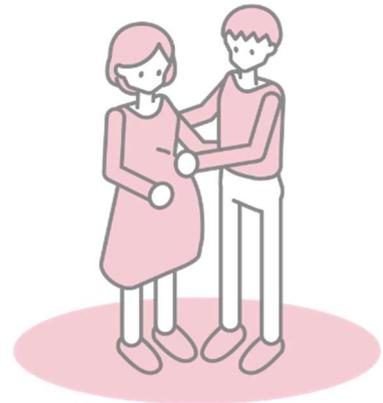
結婚・出産・子育ての支援や、働きながら子育てしやすい環境づくり、教育の充実などにより、こどもに関する「希望」をかなえます。

数値目標	基準値	目標値
市民アンケート「子育てしやすい（子育てしたいと思える）まちだ」と思うか	58.8ポイント (2024年度)	70.0ポイント (2029年度)

施策1 妊娠・出産に関わる希望への支援

安心して妊娠・出産ができ、子育て世帯、とりわけ母子が孤立しないように、妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援の充実を図ります。

男女ともに将来の妊娠を考えながら自分のライフプランに適した心身の健康管理を行う「プレコンセプションケア」を支援するなど、若い世代の妊娠・出産に関する希望の実現をめざします。



■おもな事業・取組などの方向性

- 男女問わず若年からのプレコンセプションケア支援
 - 妊娠に関わるそれぞれのライフスタイルに応じた支援
 - 妊娠・産前・産後の切れ目のない相談支援
- など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
妊娠中に保健師や助産師が面接や訪問をした家庭 【年度の実訪問面接数】	40件 (2023年度)	130件 (2029年度)

施策2 子育て支援の充実



こどもの健やかな成長を社会全体で後押しすることで、自分らしく、将来にわたって幸せに生きていける社会、「こどもまんなか社会」の実現に向けた「こどもまんなかアクション」に積極的に取り組みます。

就学前教育・保育施設や放課後児童クラブの整備及び人材確保による待機児童対策を進めるとともに、提供するサービスの質の向上に取り組みます。

児童発達支援センターを中核とした地域に寄り添った支援を行うことによって、療育・発達支援の充実を図ります。

地域子育て支援拠点をはじめとする、子育てに関する情報共有や仲間との交流の場の提供に努めるとともに、関係機関との連携などを通じて、地域が一体となった子育て支援体制の構築を図ります。

■おもな事業・取組などの方向性

- 幼児教育・保育、留守家庭児童会における量・質の確保及び向上
- 関係機関との綿密な連携による療育・発達支援の推進
- まち全体で子育てを支える機運の醸成と支援の拠点や機会の創出 など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
こどもまんなかアクションの取組数 【4月1日の取組数】	31件 (2024年7月22日)	45件 (2030年4月1日)
保育所等の待機児童数 【4月1日の待機児童数】	0人 (2024年4月1日)	0人 (2030年4月1日)

施策3 教育の充実



創造性と実践力が学ぶ喜びを創出する、学習者主体の教育観に基づいて、個人や社会の幸福感へとつなげられるように、各地域・施設の実態を踏まえた特色ある学校園づくりに取り組むことで、子ども一人ひとりの個性や強みを生かす教育を進めます。

各学校園と地域が協働しながら、コミュニティ・スクールや子どもの居場所づくり、スポーツ・生涯学習の推進などを図り、社会に開かれ、誰もが学び続けられる機会を創出します。

教職員の確保に向けて、デジタル技術の活用などによる業務改善と職場の魅力発信を進めるとともに、教育のさらなる質の向上をめざして、時代に即した能力開発の多様な取組を推進します。

■おもな事業・取組などの方向性

- 「教育日本一のまち池田」を体現する学習者主体の特色ある教育の推進
- 教員の負担軽減とさらなる能力向上
- 学校を核とし、家庭・地域・社会が協働する学習の場や機会の創出 など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
「学校に行くのが楽しいと感じている」児童・生徒の割合 ※ 全国学力・学習状況調査における「児童・生徒質問紙調査」より 【年度の調査結果】	児童：88.4% 生徒：77.5% (2023年度)	児童：93.4% 生徒：82.5% (2029年度)
コミュニティ・スクール化による学校運営協議会設置校数 【4月1日の設置校数】	4校 (2024年4月1日)	14校 (2030年4月1日)

施策テーマ② 地域が躍動する「まち」をつくる



基本的な考え方

安全・安心に暮らせる環境のもと、市民や事業者をはじめ池田にかかわる誰もがつながり合い、活躍できる魅力的な「まち」をつくります。

数値目標	基準値	目標値
市民アンケート「住みやすい（住みたいと思える）まちだ」と思うか	69.4ポイント (2024年度)	80.0ポイント (2029年度)

施策1 産学官連携によるまちづくり

企業や大学・研究機関などとの包括的な連携関係の構築を積極的に進めることで、地域ごとの特性や課題に応じ、課題解決・魅力創出に向けて常に取り組みます。

地域住民が参画する、官民連携のエリアプラットフォームやコンソーシアムなどを地域課題に応じて柔軟に構築し、先導的な社会実験イベントの開催などを通じて、市内外の人々を惹きつけ、次なる人材の集積や投資へとつながっていく持続可能なまちづくりを推進します。



■おもな事業・取組などの方向性

- 地域ごとのニーズや特色を踏まえた市民及び地域団体との協働
- 多様なリソースを活用する企業や事業者との協働
- 先端の知見を共に生かす教育・研究機関及び学生との協働 など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
企業・大学等との包括連携協定の締結数 【4月1日の締結数】	11団体 (2024年4月1日)	17団体 (2030年4月1日)
いけだエリアプラットフォームの構成員数 【4月1日の構成員数】	103人 (2024年4月1日)	150人 (2030年4月1日)

施策2 安全・安心な住環境の構築



池田警察署や防犯委員会及び各関係機関はもとより、地域住民や企業などとの連携を進め、犯罪抑止や市民の防犯意識の高揚につなげるための取組を推進します。

頻発する自然災害を常に見据え、災害発生時において誰一人取り残されないための支援体制を構築するとともに、ハード・ソフト両面における様々な防災対策や、市民の自主的な取組への支援を行います。

ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けて、ごみ排出量の削減、再生可能エネルギー設備の導入など脱炭素・循環型社会実現のための施策を総合的に推進するとともに、市内の豊かな自然を生かし、生物多様性が今後も保たれるみどりの都市環境を整備します。

■おもな事業・取組などの方向性

- 多様な主体との協働による犯罪の抑止と防犯意識の高揚
- 自助・共助・公助それぞれの効果的な連携による防災力の向上
- ゼロカーボンシティの実践と生物多様性を守るみどりの都市環境維持 など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
刑法犯認知件数 【年間の件数】	662件 (2023年)	630件 (2029年)
市内のごみ排出量 【年度のごみ排出量】	29,254 t (2023年度)	29,104 t (2029年度)

施策3 地域福祉・多文化共生の推進

地域に関係団体・機関などさまざまな主体間での連携を強化し、複雑化・複合化した課題に対応できるよう多機関協働のもと、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野を超えた包括的な支援体制の構築、居場所づくりなどの取組を推進します。

外国人市民が快適に自分らしく生き、能力を発揮できるように、ダイバーシティセンターを拠点として、多言語による相談や日本語教室の実施などの支援を行うとともに、外国人市民と地域の市民の交流・協働を促進し、多文化共生社会の実現をめざして取り組みます。



■おもな事業・取組などの方向性

- 誰もが生き生きと暮らせる多機関の協働による包括的支援体制の構築
- 多世代・多文化が交流・共生する社会の実現に向けた取組
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくり など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
多機関協働会議の開催回数 【年度の総開催回数】	3回 (2024年度)	3回 (2029年度)
ダイバーシティセンターの来館者数 【年度の総来館者数】	16,262人 (2023年度)	20,000人 (2029年度)

施策のテーマ③ 豊かな魅力で「ひと」をよびこむ



基本的な考え方

池田の様々な魅力を高め、積極的に発信することで、「まちづくり人口」の拡大、ひいては移住・定住へつながるように地域に「ひと」をよびこみます。

数値目標	基準値	目標値
市民アンケート「愛着がある・自慢できるまちだ」と思うか	65.7ポイント (2024年度)	80.0ポイント (2029年度)

施策1 観光の振興

五月山や猪名川をはじめとする豊かな自然環境、様々な文化・芸術、世界的大企業の縁ある施設などの多様な観光資源をこれまで以上に活かせるように、官民連携によるまちの魅力の創出・向上に取り組みます。

大阪府や近隣市町村と連携をし、市内・広域観光回遊の活性化を図ります。

池田市観光協会など関係団体との連携のもと、WEBサイトやSNSなどの様々な媒体を活用し、本市への来訪意欲向上につながる情報を発信することで、観光客及びファンの増加につなげます。



■おもな事業・取組などの方向性

- 広域観光の視点も踏まえた市内観光資源の一層の活用
- 時勢に応じ、ターゲットを捉えた情報発信及びPRの展開
- インバウンドを含むすべての観光客にとって安全・安心で魅力ある観光施策の展開など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
観光消費額 【年度の総消費額】	1,210,026千円 (2023年度)	1,621,551千円 (2029年度)
池田市観光協会ホームページPV数 【年度の総PV数】	479,253PV (2023年度)	642,245PV (2029年度)

施策2 転入・定住の促進



人口の社会増を今後も維持するため、若い世代を中心に「池田に住んでみたい」と思われるように、社会のニーズを捉えた情報発信や取組を推進します。

出生率の向上や将来の生産年齢人口の増加に向けて、転入された方がずっと「池田に住んでいたい」と思われるように、暮らしに関わる施策を充実するとともにまちづくりへの参画機会を創出します。

■おもな事業・取組などの方向性

- 転入者にとって魅力的で、定住者が暮らしやすいまちの情報の整理・発信
- 関係人口を転入につなげ、社会増・自然増に資する取組
- 転入・定住者のまちづくりへの参画促進に向けた取組 など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
転入者数 【年度の総転入者数】	5,243人 (2023年度)	5,300人 (2029年度)

施策3 ふるさと納税の訴求

ふるさと納税制度は、貴重な財源確保手段であることはもとより、本市の魅力も多くの人に届け、関係人口創出の起点となる機会・ツールと捉え、寄付の増加に向けて積極的にPRを行うとともに、返礼品のさらなる充実に取り組みます。

時勢に応じた施策の一層効果的な推進に向けて、企業版ふるさと納税をはじめとするその他の財源確保の取組についても、常に検討・活用してまいります。



■おもな事業・取組などの方向性

- 本市ならではの魅力的な寄附金の使い道の発信
- 地域活性化につながる返礼品の一層の充実
- 企業版ふるさと納税など多様な財源の確保 など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
ふるさと納税に係る寄付件数 【年度の総寄付件数】	6,477件 (2023年度)	8,000件 (2029年度)

施策のテーマ④ これからの時代の「しごと」をそだてる



基本的な考え方

地域産業の振興、創業・就労支援を推進するとともに、ダイバーシティが輝く雇用環境の形成に取り組み、時代に沿う持続可能な「しごと」をささえます。

数値目標	基準値	目標値
市民アンケート「はたらきやすい（はたらきたいと思える）まちだ」と思うか	42.8ポイント (2024年度)	60.0ポイント (2029年度)

施策1 商工業・農園芸の振興

各商工業団体等と緊密に連携し、SDGs、DX、GXなどの時代に応じた視点に沿って、市内商工業の維持・成長を支援し、地域経済の活性化に取り組みます。

細河地域を中心とした農園芸について、人材の確保・育成、経営計画に係る支援、有休農地の活用促進、官民連携の枠組みを生かした農福連携事業やスマート農業といった新たな取組の創出など、多角的な視点から農園芸を軸とした地域振興を図ります。



■おもな事業・取組などの方向性

- 各種団体等との連携に基づく商工業の振興
- 細河地域を中心とする時代に即した農園芸の振興
- 企業・事業者のSDGs、DX、GXなどの周知啓発及び取組推進 など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
商工業団体等加入者数 【4月1日の加入者数】	1,744件 (2024年4月1日)	1,800件 (2030年4月1日)
認定農業者数 【4月1日の認定農業者数】	9人 (2024年4月1日)	15人 (2030年4月1日)

施策2 創業・チャレンジの支援



先進性や独自性のある創業者のチャレンジを支援するため、創業者同士の交流を促進し、新たなビジネス展開を後押しするための環境整備やネットワーク構築に注力します。

創業者の支援を充実させるため、池田商工会議所や各金融機関と連携した特定創業支援「事始めアシスト池田」を通じ、創業希望者が事業を円滑に始められるように支援し、地域経済の発展を促進します。

■おもな事業・取組などの方向性

- 事始めのまちにふさわしい創業の支援
- 次代を担うことのできる創業者の育成及び定着
- 新たな価値の創出に向けた創業者間のつながりづくり など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
新規創業件数 【年度の総件数】	70件 (2023年度)	100件 (2029年度)

施策3 多様な人材の活躍

国籍、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、市民一人ひとりが自らの特性を生かして活躍できるように、ハローワークなどの関係機関と緊密に連携しながら、就労情報の提供や就労支援を推進します。

企業・事業者におけるダイバーシティ経営への理解や取組を増進し、多様な人材が活躍できる職場環境の形成に取り組みます。



■おもな事業・取組などの方向性

- 一人ひとりのニーズに応じた活躍の場の提供に向けた情報発信・就労支援
- 一層の活躍に向けたスキルアップの機会の創出
- ダイバーシティ経営に向けた企業・事業者の取組の促進 など

主要なKPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
しごと・相談支援センターの支援による就職率 【年度の相談者数における就職率】	17% (2023年度)	20% (2029年度)

資料編

まち・ひと・しごと創生法	24
池田市未来創生戦略本部設置要綱	26
池田のまちのイメージ アンケート調査結果	27

まち・ひと・しごと創生法

平成二十六年法律第百三十六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるとする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。
- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部長は、まち・ひと・しごと創生本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

池田市未来創生戦略本部設置要綱

(設置)

第一条 総合計画がめざすまちの将来像の実現を見据え、SDGsの達成に向けた取組及びデジタルトランスフォーメーションを全市一体となって推進することを通じ、地方創生をより高度かつ持続可能な形で結実させることで、将来にわたって活力ある地域を維持できるように、池田市未来創生戦略本部（以下「戦略本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 戦略本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進その他本市の地方創生に関すること。
- 二 SDGsの達成に向けた取組の推進に関すること。
- 三 情報化の推進に係る総合的企画及びデジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。

(組織)

第三条 戦略本部は、政策会議規程（平成7年池田市訓令第4号）第3条に定める者をもって組織する。

- 2 戦略本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は市長をもって充て、副本部長は企画担当副市長をもって充てる。

(本部会議)

第四条 戦略本部の会議（以下「本部会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部会議は、第2条の所掌事項について協議する。

(幹事会)

第五条 前条第2項に規定する協議を円滑に推進するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事会員をもって組織する。
- 3 幹事長は総合政策部長をもって充て、幹事会員は幹事長が指名する者をもって充てる。

(チーフ・デジタル・オフィサー)

第六条 本部長は、第2条第3号に関する事項の効果的な推進にあたって必要と認める場合、戦略本部にチーフ・デジタル・オフィサー（以下、「CDO」という。）を置くことができる。この場合において、CDOは企画担当副市長をもって充てるものとする。

- 2 CDOは、戦略本部における議論を踏まえて、全市横断的かつアジャイルなデジタルトランスフォーメーションの推進に向けた実践的な企画立案及び総合調整を行う。

(部会)

第七条 本部長は、その所掌事項の専門的事項に関して調査研究する必要があるときは、戦略本部に部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員その他の職をもって組織する。
- 3 部会長は本部長の指名する者をもって充て、部会員その他の職は部会長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第八条 戦略本部の庶務は、総合政策部政策企画課において総括し、及び処理する。ただし、部会の庶務は、当該部会長の所属課等において処理する。

(補則)

第九条 この要綱に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(池田市IT推進本部設置要綱の廃止等)

第二条 池田市IT推進本部設置要綱は、廃止する。

- 2 この要綱の実施の際現に前項の規定による廃止前の池田市IT推進本部設置要綱第6条第1項の規定により置く部会のうち同項第3号、第6号及び第7号の部会については、この要綱の第6条第1項の規定により置く部会とみなす。

(池田市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱の廃止)

第三条 池田市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱は、廃止する。

(池田市SDGs推進本部設置要綱の廃止)

第四条 池田市SDGs推進本部設置要綱は、廃止する。

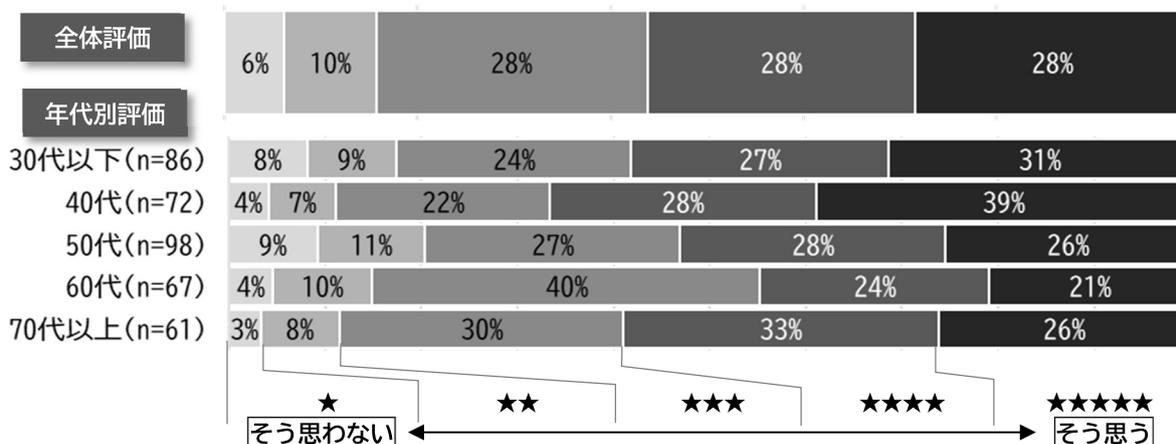
附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

問2 池田市は「愛着がある・自慢できるまちだ」と思いますか*

★4つ以上が56%いることから、2人に1人は池田市に愛着を持ち、池田市を自慢できることがわかります。年齢別にみると、40代が高い評価をしています。

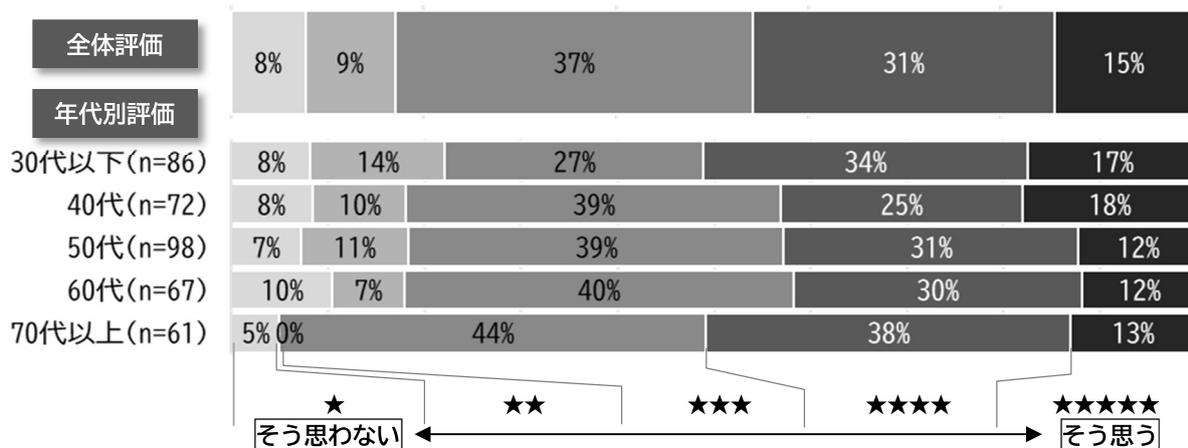


関連する主なご意見

- ・池田市で生まれ育ち、ゆかりのものや観光に力を入れてアピールしているところがとても素敵で、小さい頃から大好きなまち。
- ・こんなに良い街なのに、アピールポイントがいまひとつ思いつかない。人にうまく、伝える事が難しい。

問3 池田市は「子育てしやすい（子育てしたいと思える）まちだ」と思いますか*

★4つ以上が46%を占めますが、★2つ以下も17%みられることから、さらなる取組の余地がうかがえます。子育て世代である30代以下では、★4つ以上は51%ある一方で、★2つ以下も22%あり、中間値である★3つは他の年代より少なくなっています。



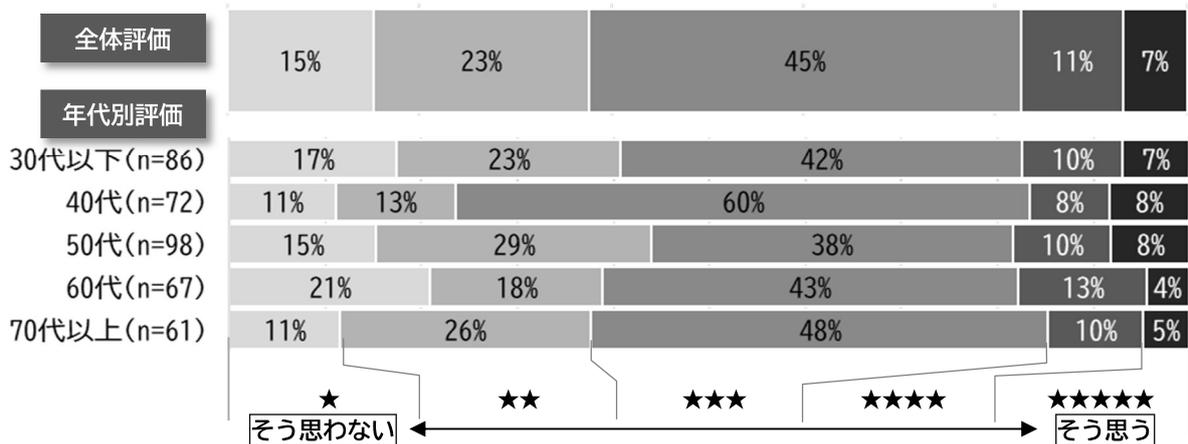
関連する主なご意見

- ・住んでいる方々が良い方ばかりで、住みやすいまちだなど感じるが、利用できる施設（遊びの広場や保育園・学童等）が少ないと感じる。
- ・子育てに力を入れてるとは全く思えない。子連れ歓迎のお店も少ないし、公園も同じような内容のものばかりで新鮮味もなく、荒天の時の行き場がない。そして、道路の段差、ひび割れ、乗用車のマナーなど交通上の不安・ストレスが大きい。生活のしやすさから子どもがいる家庭が安心して過ごせるまちづくりを期待。

問4 池田市は「はたらきやすい（はたらきたいと思える）まちだ」と思いますか*

★4つ以上は18%にとどまり、★2つ以下が38%みられることから、「はたらきやすさ」においてはマイナスのイメージがあることがうかがえます。

40代は他に比べるとマイナス評価が少なく、中間値の★3つが60%を占めています。

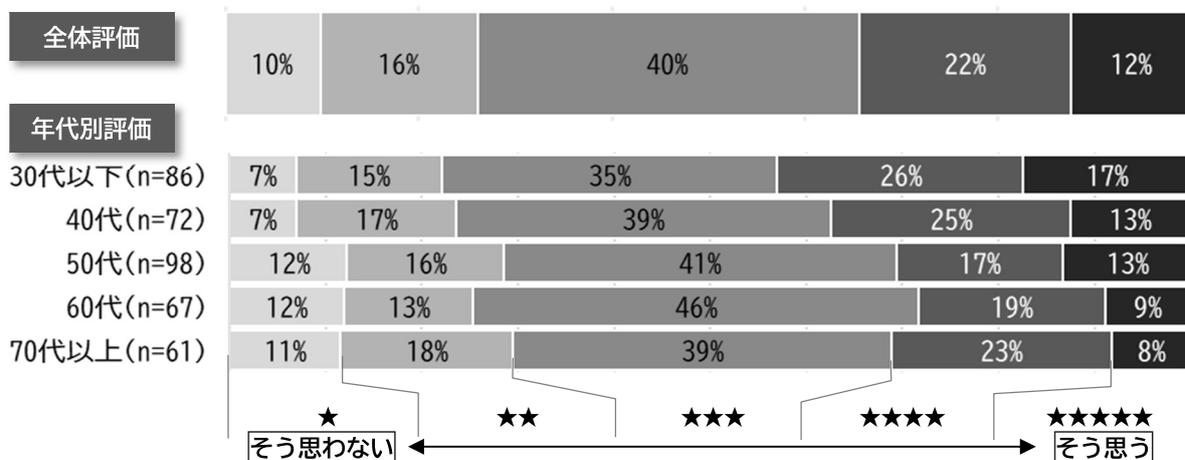


関連する主なご意見

- ・池田市に移住希望だが、他県で仕事をしながらの池田市での就職活動や部屋を探すことが出来ずに未だに池田市への移住が叶わない。仕事と部屋を探すための支援があれば利用をしたい。
- ・小学校の学童保育の対象年齢を小6まで引き上げていただきたい。仕事が続けらず、引越しも考えている。

問5 池田市は「自分もまちづくりに関わりたいと思えるまちだ」と思いますか

「まちづくりに関わりたい」と積極的な意思表示をされた★4つ以上は34%、年齢が高くなるほど評価が低い傾向がみられます。★2つ以下も26%あり、中間値である★3つは40%を占めています。

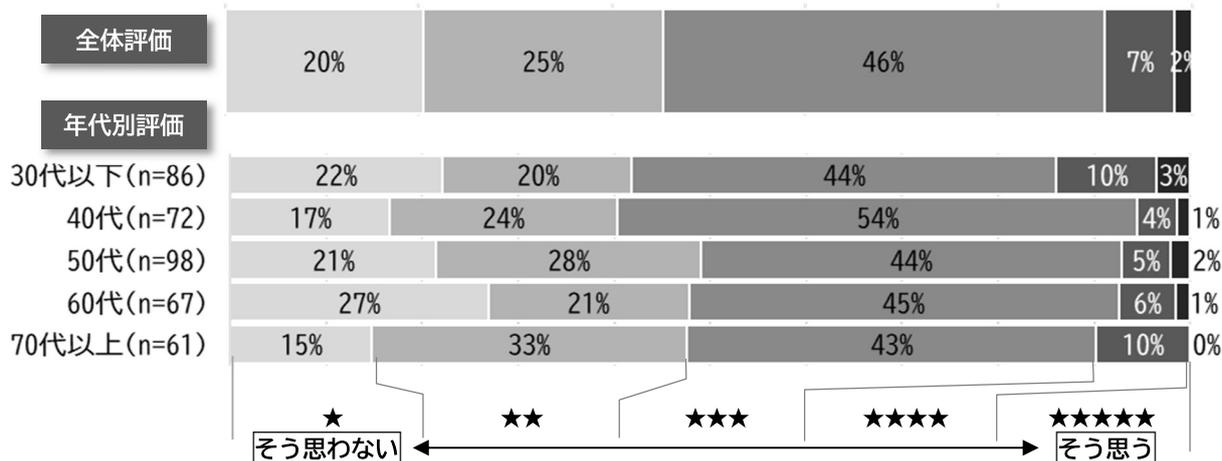


関連する主なご意見

- ・まちづくりに貢献・参加したい気持ちがあるが、どうも池田がどういう街に進みたいのかわかりかねており、参加しづらいと思っている。
- ・だれもがまちづくりに参加しやすいやさしいまちであってほしい。

問6 池田市は「SDGs（持続可能な開発目標）の取組が進んでいるまちだ」と思いますか

★2つ以下が45%を占め、★4つ以上は9%しかない状況であり、SDGsの取組が進んでいるイメージをお持ちの方はわずかです。年代別でも同様の傾向がみられます。

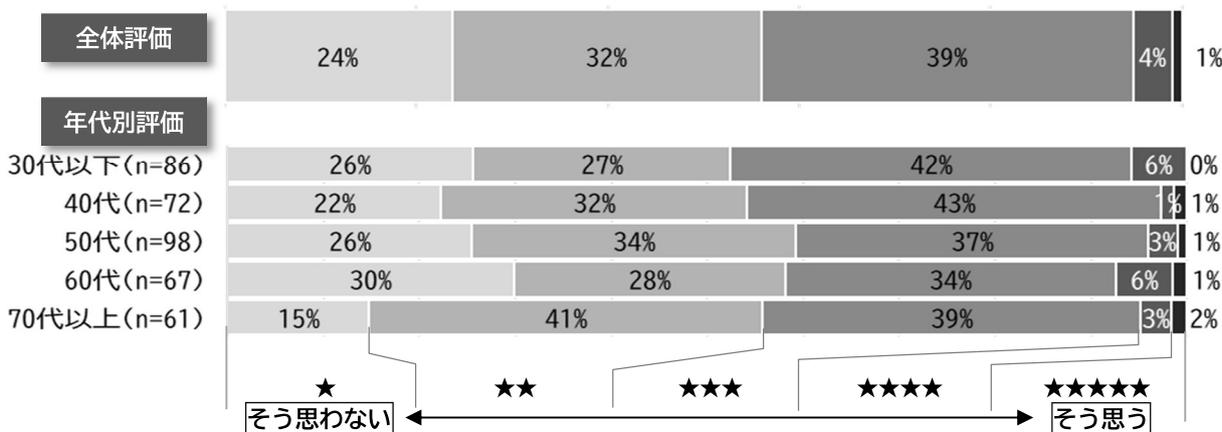


関連する主なご意見

- ・市民のエコ活動の拠点であるエコミュージアムの活動支援ができていない。SDGsのまちづくりは、役所主導ではなく市民一人ひとりが取り組むのが基本。

問7 池田市は「デジタル化が進んでいるまちだ」と思いますか

★5つは1%、★2つ以下が56%を占めていることから、デジタル化が進んでいるというイメージはほとんどない状況です。各世代に届く、デジタル技術を活用したサービスの展開が必要です。



関連する主なご意見

- ・デジタル化についてはもっと積極的に進めていただきたい。
- ・公共施設（役所や公民館、会館等）での一般人へのWi-Fiの提供がほとんどない。使えるところは市立病院位しか知らない。

